

学校の教育課程に基づく所蔵作品展（コレクション展）観覧の手続要領
（大分県内の小・中・高校等に適用）

（趣旨）

「大分県立美術館の設置及び管理に関する条例」の第11条第3項の別表の所蔵作品展の欄の備考3の規定により、学校の教育課程に基づく教育活動として所蔵作品展（コレクション展）を観覧しようとする場合の観覧の手続きを、次のとおり定める。

（美術館の所蔵作品展の観覧の申込み）

第1条 美術館の所蔵作品展（コレクション展）を観覧しようとするものは、観覧日の60日前から7日前までの期間内に「大分県立美術館所蔵作品展（コレクション展）観覧申込書」（別紙様式）により、館長に観覧の申し込みをするものとする。

（美術館の所蔵作品展の申込事項の変更届）

第2条 美術館の所蔵作品展（コレクション展）を観覧しようとするものが観覧の申し込みをした後において、当該申込事項について変更の必要を生じたときは、観覧日の前日までに、口頭又は電話により、変更の届出をするものとする。

（美術館の所蔵作品展の観覧の中止届）

第3条 美術館の所蔵作品展（コレクション展）を観覧しようとするものが観覧の申し込みをした後において、当該申込事項に基づく観覧を中止しようとするときは、直ちに、口頭又は電話により、その旨を届出るものとする。